

## 6つのまちの姿 安心して健康に暮らせるまち

**重点分野** 化学物質対策の推進

**重点課題** 環境リスクの効果的な削減を目指した化学物質の排出量の削減

### ■重点目標・指標と達成状況

重点目標・指標	達成状況	指標評価	分野評価
<p>■指標：市内のPRTR*法対象事業所から排出されるPRTR法の特定第一種指定化学物質の排出量： 2008年度を基準年度として2018年度までに30%削減すること。</p>	<p>2011年度の特定第一種指定化学物質の排出量は90トン (対前年度：17%減少、対基準値：少ない)</p>	3	3

### 市の取組

#### 実施状況

- 化学物質適正管理の促進（事業所における自主管理の促進、市による事業者の取組支援）
  - ・市条例に基づく事業所等における化学物質の自主管理体制の整備、自主管理目標の設定及び自主管理マニュアルの作成の促進
 

市ホームページによる化学物質に関する情報の提供、講習会等の開催、パンフレット・関連資料等の配布、PRTR法の届出に関する相談窓口の設置など、事業者による化学物質の適正管理を支援しています。

また、必要に応じて条例に定める指定事業所やPRTR法の届出対象事業所に対して化学物質の適正管理の実施状況等について報告を求めるとともに、立入調査を行い、指導・助言を行っています。

2012年度は19事業所を対象にアンケート調査を実施し、化学物質適正管理の状況の確認及びフォローアップを実施しました。
  - ・化学物質の適正管理に関する指針に基づく特定事業者による自主管理目標、自主管理マニュアル等に関する自主的公表の促進
 

化学物質の適正管理に関する指針（以下「管理指針」という。）に基づき、条例で規定する指定事業所を所有する者のうち、従業員数50人以上で、かつ、有害性、危険性等の観点から環境安全上特に注意を要する物質として条例で定めた65物質（管理対象物質）を取り扱う事業者（以下「特定事業者」という。）に対し、自主管理目標及び目標達成時期、実施計画等の自主的な公表を促進しています。
  - ・事業者による事業所周辺の環境リスク評価の促進
 

事業者が、自社から排出している化学物質のリスクを評価し、その結果に基づくリスク管理を支援するために、事業者が事業所周辺の環境リスクを自ら把握するための手引きや関連情報を、ホームページ等により情報提供するとともに、リスク評価に関する講習会を開催しています。

2012年度は、環境リスク評価講習会を4回開催しました。
- 市民等への普及啓発や情報提供（市民への化学物質に関する知識の普及及び事業者に対する化学物質による環境汚染の状況の周知など）
  - ・化学物質の環境リスクに関する情報提供

市政だよりや「環境情報」、ホームページ、パンフレットなどで川崎市における化学物質の排出量・移動量の集計結果、有害大気汚染物質環境モニタリング結果、化学物質環境実態調査結果等について情報提供を行いました。

・化学物質と環境に関する市民、事業者との情報交換を促進するための、講習会や説明会の定期的な開催

「化学物質と環境」をテーマとしたセミナーを市民と事業者を対象にそれぞれ1回ずつ開催しました。市民向けセミナーでは、日常使用している化学物質の排出実態や環境リスク等について、事業者向けセミナーでは、化学物質管理の動向や市の化学物質対策、事業者による化学物質の自主管理、リスクコミュニケーションの促進等について講演しました。

●化学物質の環境リスクの把握（環境リスク評価及びダイオキシン類\*、有害大気汚染物質、未規制化学物質の環境調査）

・大気汚染防止法第22条に基づく有害大気汚染物質の常時監視

有害大気汚染物質の環境濃度測定について、大気汚染防止法第22条の規定に基づく常時監視物質とされている優先取組物質23物質のうち21物質を、市内4調査地点において月1回実施しています。

2012年度は、環境基準が設定されているベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンは、全調査地点で達成しました。

指針値が設定されているアクリロニトリル、塩化ビニルモノマー、水銀及びその化合物、ニッケル化合物、クロロホルム、1,2-ジクロロエタン、1,3-ブタジエン、ヒ素及びその化合物については、全調査地点で満足しました。

・環境中の内分泌かく乱化学物質\*濃度等未規制化学物質の環境実態調査の推進及び情報の収集と提供の推進

内分泌かく乱化学物質等の未規制化学物質について、計画的に環境実態調査を実施し、結果を公表するとともに、人の健康及び生態系への影響等に関する情報収集に努めています。

2012年度は魚類に対して内分泌かく乱作用があると推察されている物質、生体ホルモン物質、合成ホルモン物質、フッ素系界面活性剤及び、PRTR法第一種指定化学物質から調査対象物質を選定し、大気（4地点）は5物質、河川（4地点）は水質で14物質、海域（3地点）は水質で6物質、底質\*で4物質について調査を実施しました。

・市のごみ焼却施設周辺を含む環境中のダイオキシン類濃度の実態把握

ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、大気、公共用水域（河川・海域）、地下水及び土壌について、環境調査を実施しています。2012年度は、大気18地点（一般環境3地点及び市のごみ処理センター周辺15地点）、公共用水域河川7地点（水質）、公共用水域海域5地点（水質・底質）、地下水（水質）10地点、土壌10地点で調査を実施し、すべての地点で環境基準を達成しました。

・大気・水環境中の化学物質環境実態調査

化学物質の環境への排出状況や有害性などの情報を基に、人の健康や生態系への影響が懸念される未規制の化学物質について、大気、公共用水域、地下水等を対象に、分析法の検討を行い、環境実態調査を実施しています。未規制化学物質による汚染状況を把握するとともに、調査結果を化学物質の環境リスク評価の検討などに活用していきます。

2012年度は、大気を対象に、揮発性有機化合物3物質について、4地点で年12回、公共用水域の水質及び底質を対象に、有害性、残留性、生物蓄積性が懸念されている有機フッ素化合物10物質について、河川9地点及び海域14地点で年1回調査を実施しました。

・PRTR排出量や環境濃度の調査結果を用いた環境リスク評価の実施

多数の化学物質から人の健康に好ましくない影響を与える可能性がある化学物質を科学的な知見に基づき抽出するなど、環境リスクの低減対策に資することを目的として、市域における化学物質の環境リスク評価を実施し、その結果を取りまとめて公表しています。

2012年度は、化学物質の有害性を示す分類の中で、「国際がん研究機関(IARC)が取りまとめている発がん性に関する確からしさの分類リスト(2B値群以上)」及び「環境省の吸入毒性に係るヒトへの無毒性量の物質リスト」に関して、各々のリストから、リスクが懸念される物質、1物質ずつを選択し、計2物質（ナフタレン、ノルマル-ヘキサン）について、市域における化学物質の環境リスク評価を実施しました。

・ **生物学的試験を用いた化学物質の複合リスクの評価の推進**

生物学的試験を用いた化学物質の複合リスク評価手法の一つである「生物応答を用いた新しい排水管理手法」に関して「化学物質と生態影響試験」というテーマで研修会を開催しました。

● **リスクコミュニケーションの促進（市民への情報提供及び事業者の自主管理に関する社会的合意形成を目指したコミュニケーションの促進）**

・ **化学物質と環境に関する市民、事業者との情報交換を促進するための、講習会や説明会の定期的な開催（再掲） p31 参照**

・ **市民、事業者、行政の対話の促進、場の設定のための支援の推進**

化学物質によるリスクを低減し、その管理を促進するためには、市民、事業者、行政の各主体が情報を共有し意思疎通を図ったうえで取り組むことが重要です。そのため、検討会にて事業者による自主的な環境情報の公開や地域住民等とのコミュニケーション推進に関する支援策について有識者の意見を聴取しながら検討しています。

2012年度は、検討会を3回開催し、環境対策等の取組状況について事業所単位で取りまとめた環境サイトレポート作成の手引きの作成や今後の方向性についての検討を行いました。